

●日 時 平成29年5月16日(火) 13時30分～15時34分

●場 所 茨城県庁17階 農林水産部会議室

●議 題

○審議事項

林政諮問第1号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設設置事業)

林政諮問第2号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設設置事業)

○報告事項

林地開発許可(10ha以下)について

平成28年度森林湖沼環境税活用事業の実績及び平成29年度事業計画について

●審議結果

諮問案件については、異議なく承認された。

●委員からの主な意見等

○林政諮問第1号について

Q. 質問:事業地は民家からどのくらい離れていますか。また,工期はどれくらいかかりますか。

A. 民家からは200～300m離れており,工期は平成31年12月31日までに完成となります。

Q. 造成した平らな面からの土砂流出防止の処理はするのですか。

A. 種子吹付による緑化を計画しています。

●日 時 平成29年12月22日(金) 9時30分～11時26分

●場 所 茨城森林管理署 2階会議室

●議 題

○審議事項

林政諮問第3号 八溝多賀地域森林計画の変更について

林政諮問第4号 水戸那珂地域森林計画の変更について

林政諮問第5号 霞ヶ浦地域森林計画の変更について

林政諮問第6号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設設置事業)

林政諮問第7号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設設置事業)

林業諮問第1号 森林病虫害等の薬剤による防除実施基準等の変更について

○報告事項

林地開発許可(10ha以下)について

森林湖沼環境税条例の改正について

●審議結果

諮問案件については、異議なく承認された。

●委員からの主な意見等

○林政諮問第6号について

Q. 事業計画について、地元説明会を開催し周知しているとのことだが、どのように行ったのですか。

A. 地区を分けて集会所で4回ほど開催しています。

Q. 申請者の対応で、優良農地の保全・育成とありますが具体的には何をしていますか。

A. 事業地の排水を土地改良区の水路へ放流する計画ですが、断面を確保するため約2kmに渡って改修することになっています。

○林業諮問第1号について

Q. 薬剤散布により保全を図ってきた森林を区域から除くというのは、今回が初めてですか。

A. 過去にも森林の現況により区域の変更を行っています。

○(報告事項)森林湖沼環境税条例の改正について

Q. 条例改正の前に、県民の方々に伺った意見を見せてもらえないですか。

A. 現在、個別具体の対応及び回答を作成しており、今後ホームページなどで公表します。